

## 令和6年度

京丹後市立丹後中学校 学校生活のきまり

京丹後市立丹後中学校

### 1 服装

#### (1) 制服

- ア 制服 本校指定の制服 販売店 丹後町制服組合
- イ 制服の加工はしない。
- ウ 制服の下にはカッターシャツを着用する。
- エ カッターシャツの下に着用する下着類はベージュ・白色とする。
- オ 男子はベルトを着用する。(黒・茶)
- カ スカート丈は膝にかかるものとする。

#### (2) 靴下

- ア 白色の靴下とする。(ワンポイント可)
- イ パンストは、ベージュの無地とする。
- ウ 冬季はタイツ(黒色・無地)を使用してもよい。

#### (3) 体操着

- ア 上下のジャージ・ハーフパンツは、本校指定のものとする。  
販売店 丹後町制服組合
- イ Tシャツは本校指定のものとする  
販売店 丹後町制服組合

#### (4) カッターシャツ

- 白のカッターシャツとする。  
販売店 丹後町制服組合

#### (5) 通学用雨具(カッパ)

- ベージュ色を基本とする。  
販売店 丹後町制服組合

#### (6) 防寒着

- ア コート・ジャンパー・ウインドブレーカーを着用してもよい。
- イ 制服の下にはセーター、カーディガン、ベストの着用を認めるが、黒または紺色の無地のものとする。

## 2 靴

### (1) 上靴

本校指定のものとする。

販売店 丹後町制服組合

令和 4年度入学生は緑ライン

令和 5年度入学生は青ライン

令和 6年度入学生は赤ライン

※体育館シューズは、全学年黄ライン

### (2) 通学靴

運動靴を原則とし、ブーツ類は禁止する。(長靴可)

## 3 頭髪

頭髪加工は行わない。(染髪等)

## 4 登下校

(1) 制服を原則とする。

(2) 交通規則・マナーを守る。

(3) 指定の通学路を登下校する。

(徒歩通学者のトンネル内の歩行は、1列とする)

(4) 指定された地域の生徒で、以下の規定を守れる生徒に自転車通学を許可する。

ア 年度当初に「自転車通学許可願」を校長宛に提出する。

イ 1列走行等交通規則を守る。

ウ 登下校時にヘルメットを着用する。

(令和5年度より自転車乗車時はヘルメット着用は努力義務)

エ 自転車は本校規定にあったものとし、加工はしない。

【規定】・ハンドルは標準型とする。

・切り替えは内装とする(シフト段数は問わない)。

・荷台と両足スタンドの装備が望ましい。

オ 本校指定のステッカーを貼る。(入学後に配布)

(5) 規定が守られない場合は自転車通学の許可を取り消す場合がある。

## 5 その他

(1) 服装や頭髪、生活態度については、本校きまり以外にも中体連「申し合わせ事項」を守る。(対外試合等のルールなど)

(2) 持ち物には全て記名する。

(3) 学校生活に不必要なものは持ってこない。

(4) 年間を通してお茶を持参してもよい。